

## ご 照 会 及 び 再 申 入 書

令和8年8月7日

〒170-0002

東京都豊島区巣鴨 2-11-4 第3高橋ビル

想いコーポレーション株式会社 御中

〒060-0002

札幌市中央区北2条西13丁目1-10 札幌第一会計ビル3階

内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体・適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

理事長 松 久 三 四 彦

TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

### 第1 はじめに

当法人から令和8年6月2日付ご照会及び再申入書にて照会及び申入れを行いました件につき、同年7月2日付「回答書」（以下「回答書2」といいます。また、令和8年2月27日付の回答書につきましては、「回答書1」といいます。）にて、ご回答いただきまして、ありがとうございます。申入事項につきましては改訂・削除いただきましたが、検討の結果、以下の通り、ご照会及び再申入れいたします。

### 第2 ご照会事項（公正証書作成費用について）

#### 1 士業手配に関する対価の受領の有無について

回答書1では、「遺言、死後事務委任契約、任意後見契約3通の作成に係る士業手配及び当該士業への報酬」として、35万円と記載されております。

そして、回答書2では、貴社が士業を手配（紹介）することについては、法令に違反するものではないと記載されております。その理由として、直接士業から紹介料を受領していないことが挙げられています。

しかし、回答書1では、明確に、「士業手配」との記載があり、上記35万円の中には、士業手配に関する対価が含まれているものと思料されます。

そうすると、本来、顧客が士業に対し、業務の対価として支払うべき報酬の一部が、貴社に対し支払われることとなりますので、貴社が紹介料を受領しているものと同視でき、当該士業に関する法令等に抵触するおそれがあります。なお、貴社が指摘する、信託銀行等の専門家紹介や社会福祉協議会の有償サービスにおいて、それらの機関が専門家の紹介料を顧客や当該専門家から受領しているケースはないものと思料されますが、もし具体的な事例がありましたら、ご教示いただければと思います。

以上の通り、貴社におかれましては、士業手配に関する対価（紹介料）の受領の有無、当該士業の種別につきご回答いただき、当該士業に関する法令に違反しない理由につきご回答いただければと思います。

## 2 預り金としての明示について

回答書2では、「公正証書作成費用はお客様が負担すべきもの」であり、貴社が「公正証書の作成を担当する専門家士業に、適宜作成手数料として支払う形で運用を行っている」旨記載されています。

かかる記載を見ますと、実質的には、貴社が、顧客が専門家士業に対し支払うべき公正証書作成費用を預かり、公正証書作成時に、当該専門家士業に支払が行われるものと思料されます。

もっとも、かかる費用につき、契約書上で、「契約金」の中に含まれますと、顧客である消費者は、当該サービス提供の主体につき、貴社であると誤認するおそれがありますので、消費者契約法3条1項1号に基づき、当該費用が「預り金」である旨を明示する等、その解釈に疑義が生じない明確なものになるよう修正いただければと思います。

## 3 各公正証書に関する費用の内訳について

回答書1では、「遺言、死後事務委任契約、任意後見契約3通の作成に係る士業手配及び当該士業への報酬」として、35万円と記載されておりますが、これら3通全ての公正証書の作成が、本件契約において貴社により強制されるものかご教示ください。

もし、顧客の任意であるとの回答の場合は、顧客によっては、一部の公正証書のみ作成するという場合もありうるかと思いますので、それぞれの公正証書

作成に関する費用につきご回答の上、契約書に明示いただければと思います。

### 第3 再申入れ事項

#### 1 コンサル費用について

- (1) 回答書では、コンサル費用につき、解約の時期に応じた、コンサル費用の返還割合につき具体的な回答はしない旨回答されております。

貴社による回答によると、コンサル費用の対象となる事務は、事前指示書作成と並行して、今後発生しうるリスクを抽出・指摘し、事前の対応法の提案をしたり、事前指示書の確認、作成、整理等を内容としているところ（回答書1中の第1・1イ）、解約時期に応じた返還割合についての記載がないため、本契約を締結した直後において解約した場合も、契約直後から上記事務が行われていることを根拠として、20万円全額が請求されるものと解されます。

- (2) しかし、契約締結後、短期間で契約が終了した場合においても全額請求されるというのは、貴社に生じる平均的損害を明らかに超える金額の違約金を定める内容の条項となります。

- (3) よって、当該条項は、消費者契約法9条1項1号に該当して無効です。

#### 2 契約書の修正について

回答書2では、郵送費につき重複しての算定を行わないとの回答がなされていますが、契約書の修正の際におかれましても、消費者契約法3条1項1号に基づき、解釈に疑義が生じない明確なものとなるよう修正いただけますと幸いです。

### 第4 回答の期限など

以上のご照会及び申入れに対する貴社のお考えを、令和8年9月30日までに、書面にて、当法人事務所までご送付ください。貴社からのご回答の有無及びご回答・ご報告いただいた場合のそれらの内容は、当法人の活動目的のためにホームページ等にて公表させていただきますので、あらかじめ申し添えます。

以上